

# 訓練を活用した就労支援の進め方について

- (1) コロナ禍と就労支援の課題
- (2) 「働きながら、学び(訓練を利用し)、次のキャリアステップを準備する」
- (3) 求職者支援訓練を活用した支援を進めるための工夫

# 1 コロナ禍によって、従来指摘されてきた困窮リスクが一気に顕在化

※多様な就労困難者・生活困難者(求職準備者)を生む出す社会経済の特徴が困窮リスクを噴出させた



## 2 就労支援を分解すると… ～見えづらい「キャリア形成の孤独・孤立」～

包括的な生活支援や就労支援が進展しているが、「キャリア形成の孤独・孤立」は増幅されています。

(1)

健康や収入、住居、ジェンダー、家族等に関わる相談支援に付随した就労支援

(2)

職業生活・職業生涯（キャリア）の模索・形成を脅かす孤独・孤立リスク

①

「自主的なキャリア形成」（自助努力）が強調されるけれど…

②

誰もが経験する「職業生活（キャリア）の変動・転機」その時…

③

「働き（稼ぎ）ながら」歩むキャリアの模索・形成ステップの困難

# (1) さまざまな就労支援の契機。問われる支援は…

## (1) 健康や収入、教育（進路等）、住居、家族等に関わる社会サービスの利用

就労支援は「相談や社会サービス(福祉や医療等)の利用」を契機に始まることが多いです。青年期は教育による進路(就職等)の相談支援が行われます。我が国では「福祉等の社会サービスを利用しながら」、希望の職業生活(キャリア)をめざし「就労を準備する」「キャリアを(再)スタートする・継続する」といった支援内容が一般的です。

## (2) 「キャリアの模索・形成」を脅かす孤独・孤立

### ① 「自主的なキャリア形成」「キャリアの自立」（自助努力）が強調されるけれど…

我が国では就労をめぐる自助努力・自己責任が強調されます。労働社会の仕組みや慣行が作り出してきた負の側面の1つと指摘されます。「キャリアの自立」が半ば常識のように浸透していますが、キャリアガイダンスの仕組みや支援情報、キャリア形成に向き合う就労支援等が整っていない状況では、この常識は「キャリア形成の孤独・孤立」につながります。さらに(1)のリスクとの相互作用によって、相談者の課題や悩みはあっという間に複雑になる恐れがあります。

### ② 誰もが経験する「職業生活（キャリア）の変動・転機」だが…

雇用形態や働き方の多様化などによって労働社会の不全化が広がっています。「職業生活・職業生涯(キャリア)の変動・転機」を経験する機会がこれまでに増大しています。変動や転機は「キャリアの孤独・孤立」につながる恐れが高く、さらに(1)のリスクとの相互作用によって、相談者の課題や悩みはあっという間に複雑で大きくなります。

### ③ 「働き（稼ぎ）ながら」歩むキャリアの模索・形成ステップの困難

「働く貧困層」が拡大する中、相談者は所得保障給付の充実に期待するとともに、「働き(稼ぎ)ながら、キャリアの模索・形成」に挑むステップを進めざるを得ない状況です。このステップには①②のリスクが付きまとっています。さらに(1)のリスクが重なると、相談者の課題や悩みはあっという間に複雑で大きくなります。

## (2) 就労支援の内容は、ステップによって、支援ポイントが…

就労支援は、①～③のように、健康や障害、福祉、教育サービス等の利用から始まるタイプから、相談者のキャリアステップの対応した支援機能(体験や短期就労、訓練な)を重視するタイプまで、いくつかのパターがあります。

制度(分野)別  
就労支援

- ①「福祉や医療等のサービスを利用しながら、仲間とともに、就労を準備する」
- ②「福祉や医療等のサービスを利用しながら、仲間とともに、職業生活を(再)スタートする」
- ③「福祉や医療等のサービスを利用しながら、仲間とともに、就労を継続する」

④「働く機会・場を利用して、仲間とともに、次のキャリアステップを準備する」

生活困窮者自  
立支援の試み

⑤「働き(稼ぎ)ながら、仲間とともに、次のキャリアステップを準備する」

今後、テーマとなる支援のタイプ

⑥「働きながら、仲間とともに、学び(訓練を利用して)、次のステップを準備する」

⑦「働きながら、仲間とともに、目標の職業生活・職業生涯(キャリア)をめざす」

### 3 模索が始まった「働きながら、学び・次のステップを準備する」支援

#### (1) 就労支援と「学ぶ(教育訓練)」

政府は、新型コロナの影響を受けた非正規労働者等に対する緊急対策関係閣僚会議において「**非正規労働者等に対する緊急支援策について**」(3月16日)を決定し、その中で「就労支援の強化」「教育訓練の拡充」あるいは「就労支援と労働施策の連携」等の改革がいくつか示されました。さらに岸田政権は求職者支援訓練の利用要件の緩和や転職支援の創設などを打ち出しています。

1つは「**ひとり親自立促進パッケージ**」(厚生労働省子ども家庭局)

2つ目に孤独・孤立対策にかかる「**生活困窮者及びひきこもり支援に関する民間団体活動助成事業**」

3つ目に「**新たな雇用・訓練パッケージ**」(厚生労働省職業安定局)

※緊急対策関係閣僚会議前に発表

これらに共通していることは、「キャリア形成の孤独・孤立」が顕著な就労準備段階に着目し、「働きながら、新たなキャリアへの足掛かり」とできるよう職業訓練(学び)のハードルを下げるものです。しかし、その推進には、**自治体の就労支援との連携が欠かせないもの**となっています。

## (2) 期待される自治体の役割 ～欠かせない＜多部門・多機関連携＋企業連携＞～

### (1) 訓練講座(リスト)を、効果的な支援プログラムに作り直す

①訓練を利用した支援プログラムの開発 ②訓練機関等との連携 ③訓練を活用した個別支援の応援(中間支援)が問われています。⇒8ページ

### (2) 自治体が主導する訓練:ひとり親向け高等職業訓練

①「ひとり親自立促進パッケージ」のうち、高等職業訓練の拡充に対応した「訓練を活用した就労支援」の提案 ⇒9ページ～

②「ひとり親自立促進パッケージ」と連動した「生活困窮者及びひきこもり支援に関する民間団体活動助成事業」による「転職カフェwithスクール(スキルアップ訓練)」の実施 ⇒12ページ

### (3) 就労支援との連携が期待される訓練:求職者支援訓練、有期実習型訓練ほか「新たな雇用・訓練パッケージ」に対応した「求職者支援訓練を活用した就労支援」の試み⇒13ページ

### (4) 自治体・地域が主体となる訓練と就労支援等のパッケージ

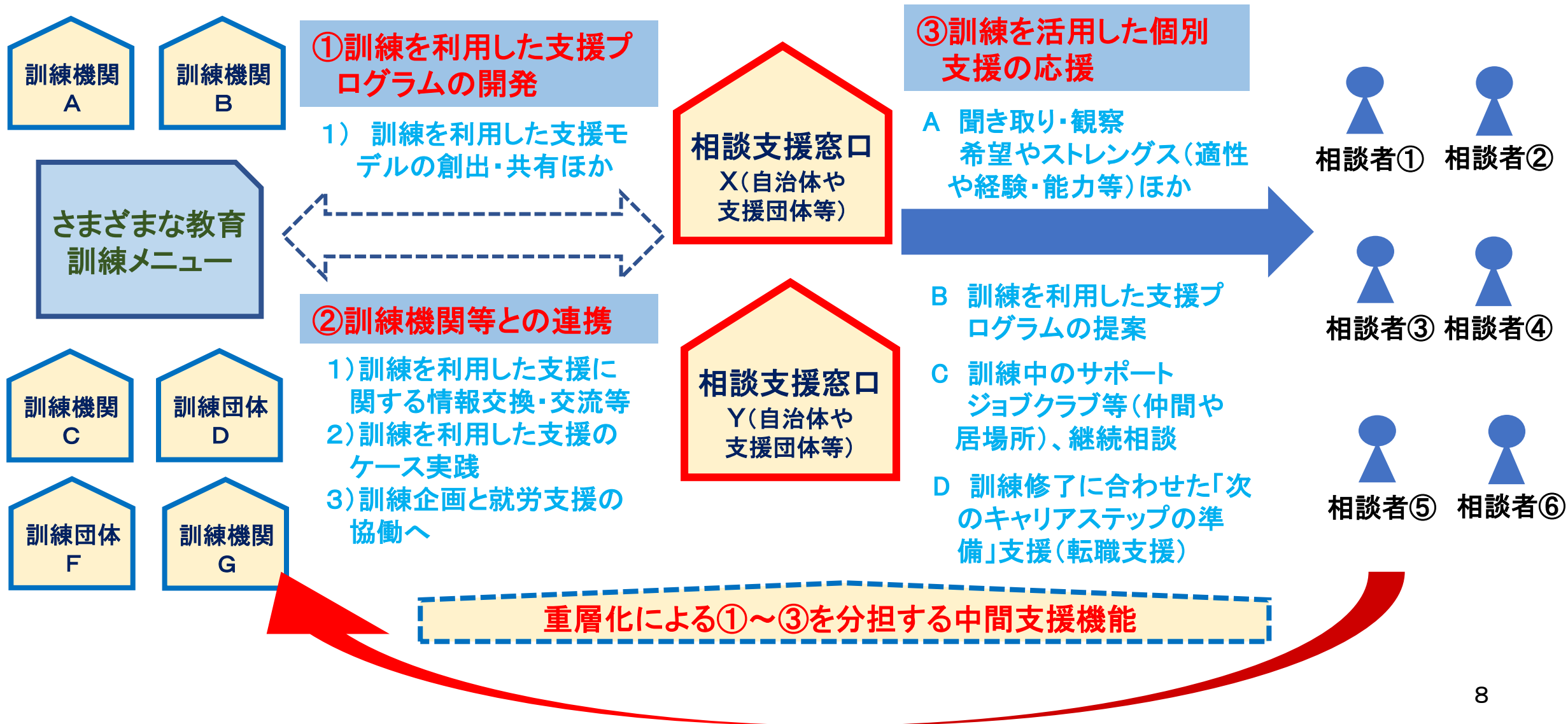
地域活性化雇用創造プロジェクト(都道府県。H28～)、地域雇用活性化推進事業(市町村・特別区。H30～)

※豊中市地域雇用活性化事業

[https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kurashi/roudou/koyo\\_kassei/chiikikoyou\\_gaiyou.html](https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kurashi/roudou/koyo_kassei/chiikikoyou_gaiyou.html)

# 4 「訓練を利用し、次のキャリアステップを準備する」就労支援」に向けて

★利用しやすい訓練メニュー、★継続した寄り添い支援を組み合わせた支援プログラムの実装





## 5 ひとり親家庭等の自立支援 ～訓練を利用した就労支援は懸案～

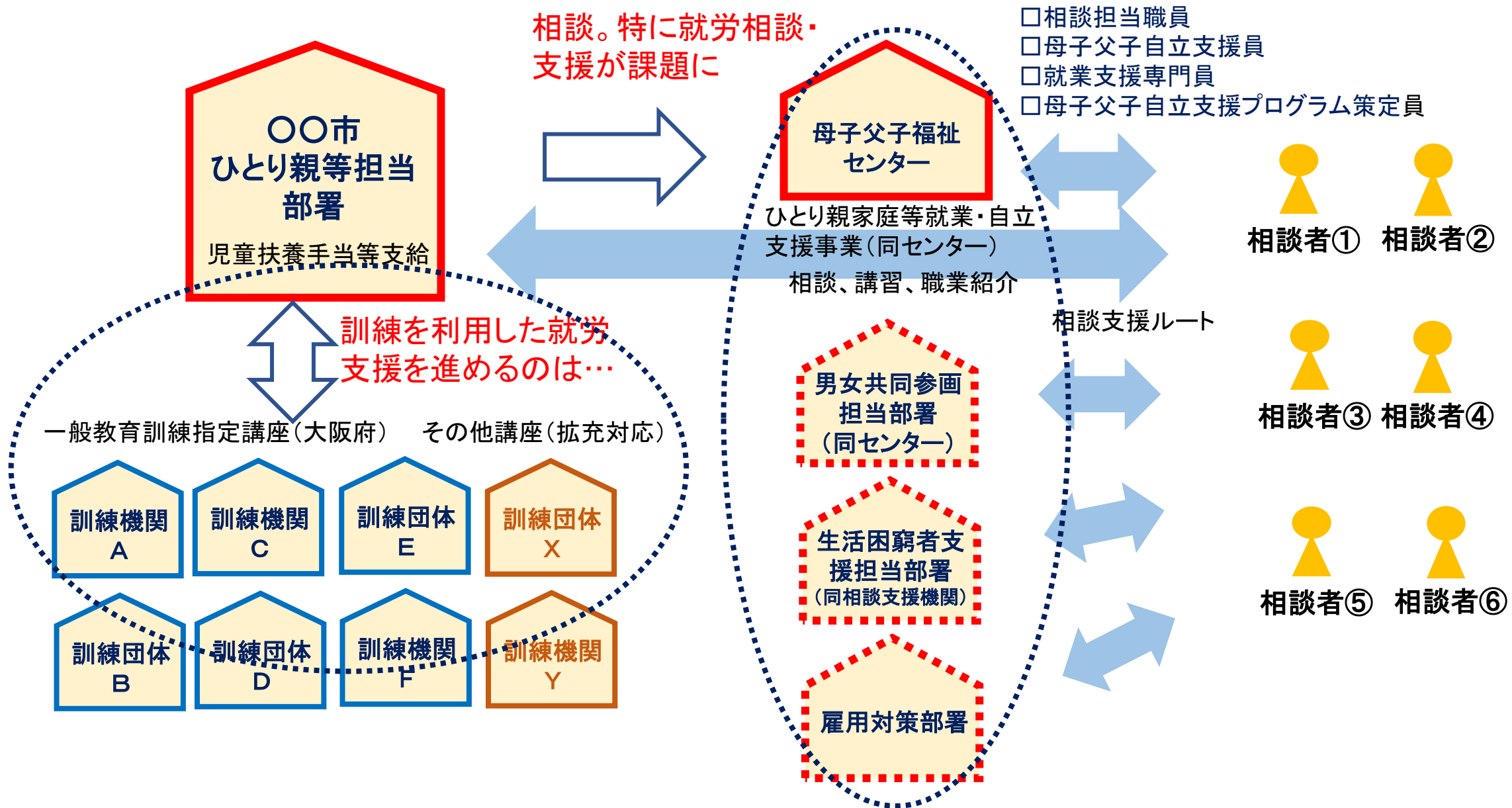
### (1) 相談窓口の体制強化

- 母子家庭等就業・自立支援事業
  - 母子家庭等就業・自立支援センター事業
  - 一般市等就業・自立支援事業
- 相談体制
  - 相談担当職員
  - 母子父子自立支援員
  - 就業支援専門員
  - 弁護士・心理療法士等による相談
  - 在宅就業コーディネーター
  - 母子父子自立支援プログラム策定事業(母子父子自立支援プログラム策定員)

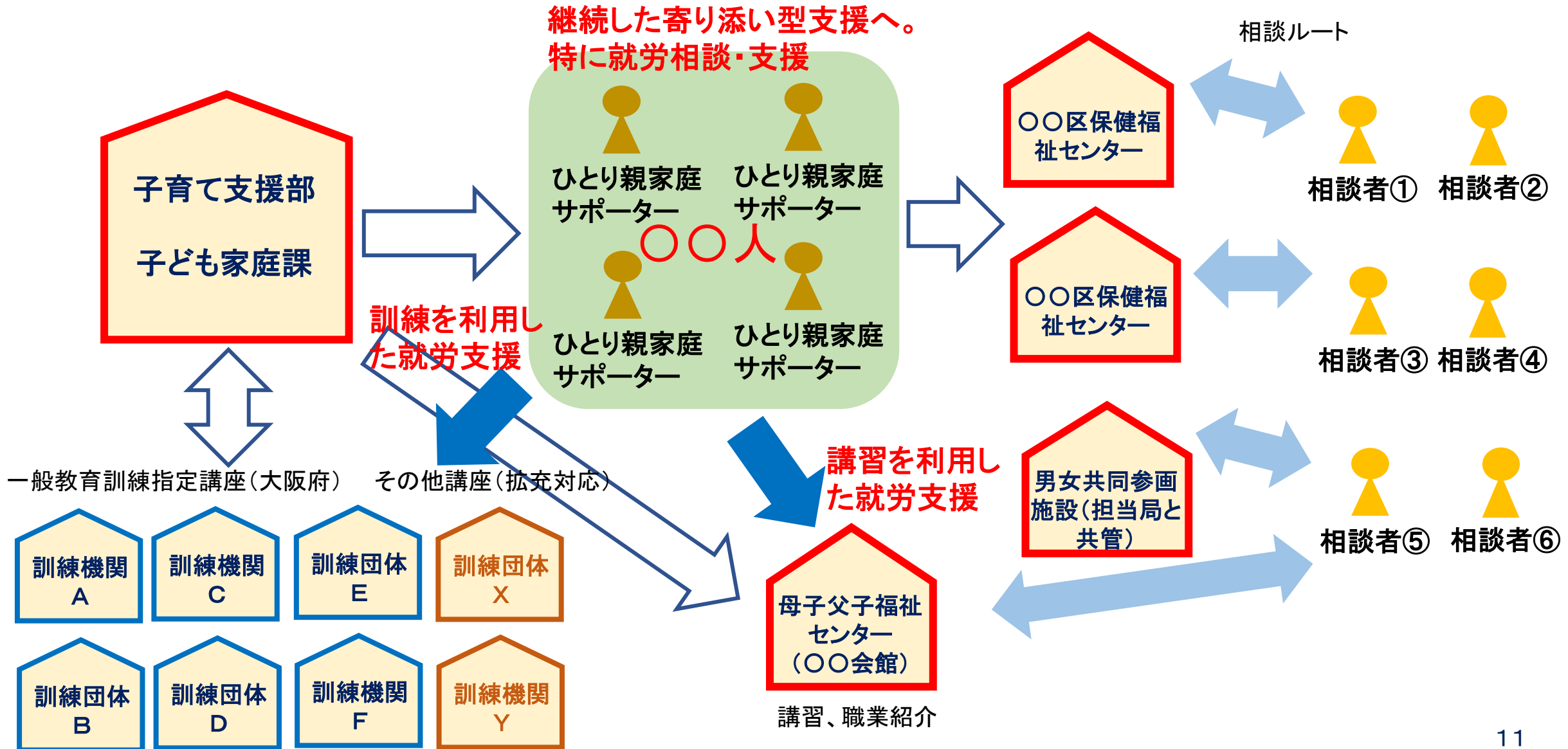
### (2) 訓練等

- 高等職業訓練促進給付金(拡充)
  - 自立支援教育訓練給付金(拡充)
  - 高校卒程度認定試験合格支援事業
  - ひとり親全カサポートキャンペーン(マザーズHW、トライアル雇用助成金ほか) ※
  - 特定求職者雇用開発助成金、キャリアアップ助成金 ※
  - 託児サービスを付加した職業訓練、準備講習付き職業訓練 ※
- ※印＝労働施策(人材開発統括官予算)に位置付け

## 5-2 ひとり親等相談支援の一般的なしくみ ～問われる重層化～



# 5-3 ある自治体の試み ～継続した寄り添い支援をベースに訓練の活用へ～



# 6 自治体を起点にした「働きながら、学ぶ・次のステップを準備する」支援の試み

ひとり親の支援

单身女性の支援

自治体の関係部署や機関・団体、地域の支援団体との連携・協力

企業等と連携した就労支援

高等職業訓練を利用した就労支援

スクール(スキルアップ訓練)を利用した就労支援

転職カフェ  
「1対1」のカウンターを挟んだ相談を補完する対話型の相談支援(+居場所機能)

スクール(スキルアップ訓練)を利用した就労支援

求職者支援訓練を利用した就労支援

企業等と連携した就労支援

厚生労働省「生活困窮者及びひきこもり支援に関する民間団体活動助成」の「働きながら、キャリアの次を準備する」就労支援  
転職カフェをベースにしたシングル女性・シングルマザー等

【課題】

就労支援の機能強化

教育訓練の拡充・強化

包括的・継続的な支援

母子家庭等対策総合支援事業ほか

就業支援専門員の配置等  
相談支援体制の充実  
ひとり親家庭等生活支援事業  
**ひとり親高等職業訓練の拡充**(促進給付金・訓練給付金、対象資格(訓練)の拡充・期間緩和)  
同訓練促進資金貸付事業(住宅支援資金)  
**「ひとり親自立促進パッケージ」**  
母子家庭等就業・自立支援事業  
母子・父子自立支援プログラム策定事業

男女共同参画推進

非正規雇用労働者対策ほか  
**「新たな雇用・訓練パッケージ」**

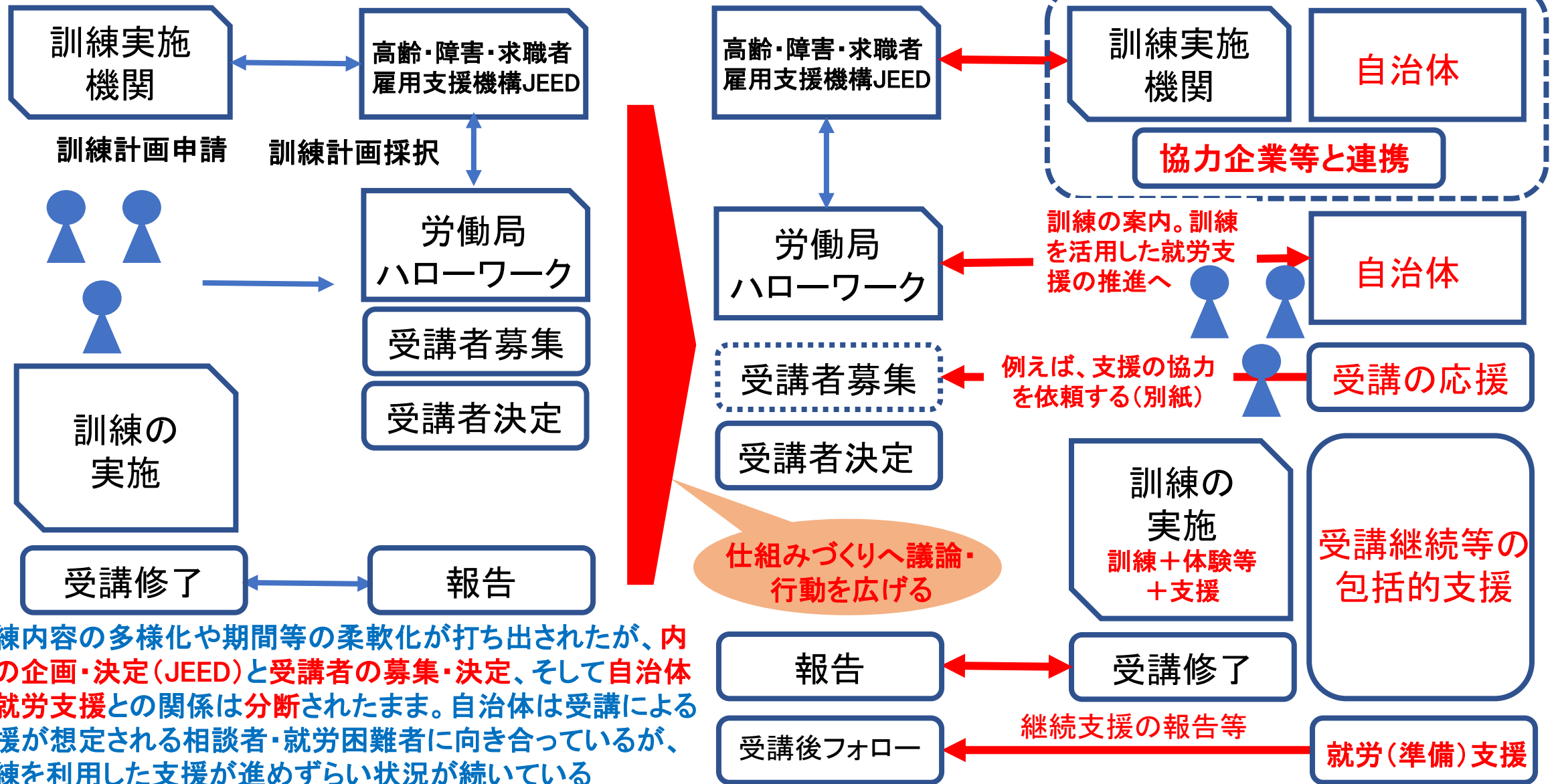
生活困窮者自立支援制度ほか  
**「就労支援の機能強化」**

氷河期世代支援ほか

転職カフェ等 = <https://tcws-osaka.localinfo.jp/>

# 7 就労支援と労働施策を架橋するには… ～求職者支援訓練の場合～

厚労省「新たな雇用・訓練パッケージ」が示す改革の効果をも高めるために… 訓練実施機関・自治体共同企画型の検討



訓練内容の多様化や期間等の柔軟化が打ち出されたが、内容の企画・決定(JEED)と受講者の募集・決定、そして自治体の就労支援との関係は分断されたまま。自治体は受講による支援が想定される相談者・就労困難者に向き合っているが、訓練を利用した支援が進めずらい状況が続いている